鳥取県公報

令和４年12月９日（金）
第９４５６号

毎週火・金曜日発行

目　　　　次

◇　告　　示　鳥取県指定無形文化財の指定等の解除（583）（文化財課）・・・・・・・・・・・・・・・2

生活保護法による医療機関の指定（584）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・・・・2

指定障害児通所支援事業者の指定（585）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・2

開発行為に関する工事の完了（３件）（586～588）（西部総合事務所環境建築局）・・・2

◇　公　　告　猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・3

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

◇　**調達公告**　随意契約の相手方の決定（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

告　　　　示

鳥取県告示第583号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第６項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同項の規定により告示する。

令和４年12月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

無形文化財の名称	無形文化財の保持者			解除年月日
	氏名	住所	特徴	
木工芸	茗荷　定治	八頭郡若桜町大字若桜	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者	令和４年10月18日

鳥取県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の３（中国残留邦人等支援法第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和４年12月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

薬局

名　称	所　在　地	指　定　年　月　日
やまざくら薬局	倉吉市山根539－４	令和４年11月１日

鳥取県告示第585号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の５の25の規定により次のとおり告示する。

令和４年12月９日

鳥取県西部総合事務所長　吉　村　文　宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
合同会社ＴｈｅＥｄｕｃｅＬＬＣ．	米子市西福原七丁目11－36	米子Ｓ．Ｄ．Ｉ．スクール	米子市西福原七丁目11－36	児童発達支援、保育所等訪問支援	令和４年11月30日

鳥取県告示第586号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により告示する。

令和４年12月９日

鳥取県西部総合事務所長　吉　村　文　宏

１　開発許可の年月日及び番号

令和４年９月26日　鳥取県指令第202200150891号

２　開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字中坪

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　境港市外江町208－１
　　小新　博子

鳥取県告示第587号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により告示する。

令和４年12月９日

鳥取県西部総合事務所長　吉　村　文　宏

１　開発許可の年月日及び番号
　令和４年10月24日　鳥取県指令第202200177101号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　境港市芝町字下大曽根
３　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　境港市外江町2468－１
　　鹿嶋　泰智

鳥取県告示第588号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により告示する。

令和４年12月９日

鳥取県西部総合事務所長　吉　村　文　宏

１　開発許可の年月日及び番号
　令和４年11月18日　鳥取県指令第202200201943号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　境港市渡町字岡下
３　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　境港市渡町2969－１
　　苅田　寿樹

公　　　　告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３第１項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和４年12月９日

鳥取県公安委員会委員長　久　本　雅　義

１　講習の種別及び受講対象者
　経験者講習
　　鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）
（１）　法第７条の３第１項の規定による許可の更新を受けようとする者
（２）　許可を受けようとする者で、法第５条の２第３項第２号又は第３号に規定するもの
２　開催の日時及び場所

区分／種別	日　時	場　所	受講対象者
経験者講習	令和５年１月13日午後１時30分から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎４階	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

	午後４時30分まで	第27会議室	

３　講習時間及び講習課目

（１）　講習時間　３時間

（２）　講習課目

ア　猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ　猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

４　受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の７日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

５　講習受講手数料及びその納付方法

（１）　講習受講手数料　3,000円

（２）　納付方法

（１）に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

６　携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の５第１項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和４年12月９日

鳥取県公安委員会委員長　久　本　雅　義

１　受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

２　開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日　時	場　　所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和５年１月10日午前10時から午後２時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	６人
令和５年１月17日午前10時から午後２時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和５年１月24日午前10時から午後２時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和５年１月31日午前10時から午後２時30分まで	〃	〃	〃	〃

３　講習課目

（１）　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢及び動作

（２）　猟銃の射撃

　　固定されている標的に対する射撃
４　受講申込手続
　所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
５　講習受講手数料及びその納付方法
（１）　講習受講手数料　12,700円
（２）　納付方法
　（１）に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
６　携行品
（１）　技能講習に対応した銃砲及び実包
（２）　猟銃・空気銃所持許可証
（３）　技能講習通知書
７　その他
　詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857－23－0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調　達　公　告

　随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

　令和４年12月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　調達件名及び数量	税務事務総合電算システム改修業務（令和４年度税制改正等対応）　一式
２　契約方式	随意契約
３　随意契約の相手方を決定した日	令和４年11月15日
４　契約の相手方の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50
５　契約金額	107,283,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
６　随意契約による理由	他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第１項第１号）
７　契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部税務課 鳥取市東町一丁目220